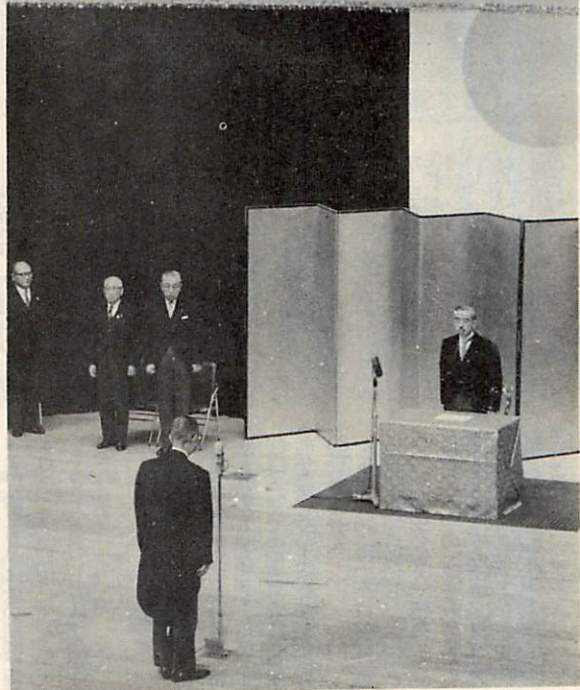




## 自治法施行20周年誌



### 大臣表彰に輝く 全道一の優良都市

#### 表彰を受けて

室蘭市長 高 薄 豊次郎

さる十一月十七日、東京において、自治法主催の地方自治法施行二十周年記念式典に列席して、天皇陛下のご臨席のもとに、本市が全道二十九市中唯一の優良市として、自治大臣表彰の栄に浴しましたことは、まことに、名譽なこと存じ、かつご同慶にたえないと存じます。この栄誉は、市民各位の市政によせられました深いご理解と支援、ご協力のたまものによるものと存じ、衷心から敬意と謝意を表する次第でございます。

このたびの受賞は、地方自治法が、昭和二十二年に施行されてから、本年は、二十年目に当り、この間、本市の行政の在り方が、あらゆる面で全国の都市に比較して優秀であるということから、全道から本市二市のみ、受賞の栄に浴したもので、今静かに、この二十年間を振り返つてみますと、本市が戦後の混乱の中から官民一致の協力のもとにまちづくりに精進を傾け、その努力が今日実を結び、今や、北海道の重要拠点都市として、産業に経済に、あるいは、民生、教育に、飛躍的發展をげたなかでも、室蘭港は、ご承知のごとく昭和四十年に特定重要港湾に昇格し、本道最大にして、唯一の特定重要港湾として、年々整備拡充され、国際港としての性格をより一層深め、北海道総合開発に、はたまた、わが国の経済興隆に大きく寄与、貢献しているものであります。

しかしながら、北海道総合開発の一翼をになう本市といたしましては、産業、経済の伸展、あるいは、豊かな市民生活の増進をはかる都市づくりのためにも、今後なすべきことは、山積しているのでありまして、これらの問題解決のためにも今回の受賞に甘んじることなく、さらに、一段の努力を払わなければならないのでありまして、市民の皆様のご後援の一層のご支援、ごべんたつを賜わり、明るく楽しい、住みよい室蘭市の建設に向つて最善をつくしてまいります。決意を新たにしている次第であります。

終りに、このたびの大臣表彰にあたり重ねて、市民各位のご協力と関係機関のご配慮に対し、深甚なる謝意を表し、受賞の「あいさつ」といたします。

みんなそろって年金制度へ

# 「しあわせな暮しを守る国民年金」

## ○：年金の積立金は、福祉向上に利用

戦後は、お年寄りの数がふえているのにひきかえ、若い人達の数は減ってきており、家族の構成も夫婦と子どもだけの家庭がふえ、お年寄りと別居する傾向となっています。そこで、若くて働けるうちにかけ金を積み立て、老後や万一の事故に備えるための年金制度が必要となるわけです。今回は、国民年金についてのあらましをお知らせしましょう。

## 国民全部が年金を！

役所とか会社に勤めている人たちは、早くから恩給や年金の制度がありました。昭和36年に、それまで年金制度のなかった人たちのために「国民年金」ができ、日本人誰もが必ずどれかの年金制度に加入するという「国民皆年金」の体制ができました。

また、国民年金ができた当時すでに高令、障害、母子等の状態にあった人や、国民年金に加入していても、かけ金の期間が短いうちに心身障害者あるいは母子状態になった人などは、国民年金を補うものとして福祉年金が支給されます。

### 加入する人

#### ○：強制加入の対象

農林業、林業、自営業、サービス業、無職の人、そのほか国が経営している年金制度に加入していない人で20才以上60才未満の人は男女を問わず必ず加入しなければなりません。

#### ○：任意加入の場合

会社員や公務員の奥さんは、本人の希望によって「任意加入」することができます。

◎国民年金保険料を早めに納めましょう  
国民年金保険料は忘れなく納期限内に納めるようにします。  
半年、1年分の納入もできます。保険料が未納のときは、納期限の末日まで

納期限	4月1日	7月1日	10月1日	1月1日	4月1日	7月1日	10月1日	1月1日	4月1日
	1	1	1	1	1	1	1	1	1

経済事情の変化でも安心できる国民年金

国民年金では、5年毎にそのときの経済事情にみあった年金で、あるよう調整を加え、物価などとバランスをとるよう法律で定められています。

その第一回目の調整の結果42年1月から年金額は一律に二倍半も引き上げられましたが、今後も同じように改善され安心して加入していられます。

### つながつている年金制度

一生のうちには職業を何回か替える、そのつどちがつた年金制度に加入する人もありますが、このようにときには、加入していたすべの期間を通算して、つまり、じゆうつなぎとして一定の期間に達すれば、一つの制度にすつと加入していた人と同じように年金が支給されます。

福祉施設などの充実  
に利用される積立金

みなさんが納めるかけ金は、将来年金として返ってくるわけですが、それまでの間もみなさんの生活に直接役立つように使われなければなりません。

そこで、国では、かけ金の半額に相当する額を負担し、かけ金と合わせて責任をもって積み立てるとともに、その一部をみなさんの福祉向上のための会館、病院、保育所、老人ホーム、プールなどの建設資金として市町村に融資されておられます。

### かけ金の納め方

かけ金は、国民年金手帳に市役所保険課、各支所、出張所で売っている「国民年金印紙」をはって納めます。

これは毎月納めるのが原則ですが、三か月分づつを4月、7月、10月、1月にそれぞれ納めてもよいし、一か年分まとめて前納してもよいことになっており、この場合は割引されます。

## 国民年金、福祉年金の内容

年金の種類	かけ金期間	こんなときに	年金額	備考	
国民年金(拠出制)	老齢年金	本人が25年以上	65才になったとき	60,000円～96,000円	かけ金期間は年令に応じて10年～24年に短縮特に重度(1級)の人には12,000円加算 2人目の子から1人につき4,800円加算
	障害年金	本人が1年以上	ケガとか重い病気で心身障害者になったとき	60,000円～96,000円	
	母子年金	母が1年以上	夫が死亡し、母子状態になったとき	55,200円	
	準母子年金	姉か祖母が1年以上	働き手を失った祖母か姉が孫や弟妹のめんどうをみているとき	55,200円	
	遺児年金	父・母が1年以上	みなし児になったとき	30,000円～48,000円	
寡婦年金	夫が10年以上	老令年金を受ける資格のある夫と死別したとき	夫の受けるべき年金の半額	60才から65才まで	
福祉年金(無拠出)	老齢福祉年金		明治44年4月1日以前に生まれた人が70才になったとき	現行 18,000円 43年1月から 19,200円	2人目の子から1人につき4,800円加算
	障害福祉年金		ケガとか重い病気で重度(1級)の心身障害者になったとき	26,400円	
	母子福祉年金		義務教育終了前の子、孫、弟妹のめんどうをみている母、姉、祖母に	20,400円	

年金の相談、お問合わせは、市役所保険課国民年金係へ ② 1111 (内線 274・431)

12月の固定資産税

3期 25日まで

未納の税は年内に完納し

# 石油火災にご注意 ～ふえてきた焼死事故～



消火器を備えましょう!!

寒さのため、火の使用がはけしくなりました。そのうえ、年末の防火も忘れがちとなります。ことしは、火災で焼死する人が多く、十一月未現在、金道で百二十八人、室蘭市内では、四人が火災で死んでいます。

とかく「自分の家だけは、だいたいよぶ」と思いがちで、これがとんだ災いのもとになります。最近の火災は、石油ストーブ類

の不始末によるものが多く、とくに注意願います。また、ひとりひとり、つぎの点に注意して、火災の防止につとめ、火事の無い明るいお正月を迎えましょう。

### 石油ストーブ類の扱いは正しく

家庭で使っている灯油は、常温(摂氏二十度)では、比較的安全



土田 市議  
逝去さる

本市市議会議員土田正之氏は十一月二十八日午前一時逝去されました。七十歳。土田氏は、昭和九年以来六回市議会議員に当選、同三十三年に市政功勞者、また、市議会議長を兼ねた功勞者、市議會議員十六年二月を以てその重責を果されました。

温度が上がると(摂氏三十度以上)ガス同様に蒸発してガス状となり、非常に危険なものとなります。したがってつぎの点を必ず守ってください。

- 油の補給は、火を完全に消して、器具がさめてからすること
- 倒れやすい器具は固定し、火をつけたまま移動しないこと
- 器具の周囲はほくおけ(60センチ以上離す)上の方に干物をさけないこと
- 説明書をよく読んで、器具の手入れをじゅうぶにする。調子の悪いもの、油もれのするものは使わないこと

家庭用消火器の備え

- 石油ストーブを使う所には、必ず家庭用の消火器を備え、みんなが使い方を知っておくこと
- 老人や子ども、からだの不自由な人は、一階の安全な場所に寝かせること
- ロープやはしごを用意し、非常口はいつも使えるようにすること(屋内の階段は、火災のとき運で使えないことが多い)



消防車や救急車がこもらないよう車の回りはみんなて除雪を

短期運転資金  
ご利用ください

- ◆中小企業を対象に、年末の短期運転資金として、つぎの要領でお貸ししますのでご利用ください。
- ◆申込受付期間：12月20日まで
- ◆融資金額  
一企業者 二百万円以内
- ◆融資対象と条件  
市内に事業所を有する中小企業者(ただし、遊園地などの業種は除かれます)。また資金の用途は運転資金に限りません。
- ◆融資期間 6か月以内
- ◆担保 原則として担保を必要とします。

年末・年始の窓口事務について

例年どおり、一般事務は29日から1月3日まで休みになります。が、戸籍、転出入などの窓口関係は、つきにより執務します。

- ◆金計課 29日：午後3時まで
- ◆市民部の市民課、各支所出張所、保険課、清掃課 29日：午後3時まで、30日：正午まで
- ◆税務部 (徴収事務) 29日：平常どおり、30日：正午まで
- ◆水道部 (経理・料金・集金係) 29日、30日：平常どおり
- ◆故障修繕はいつでも受け付けます。(寿町水道部分室故障修繕係) ④43664 ④61117 ④61186
- ◆下水課 排水設備の修理の申し込みは、いつでも受け付けます。(蘭下水ポンプ場) 市立図書館裏 ②6972
- ◆市立病院 29日、30日、2日、4日：正午まで、31日、1日、3日：休み
- ◆公益質屋 31日まで平常どおり、1日、6日休み
- ◆労働会館 29日、13日(休館) (理容・美容所は従前どおり)

クリスマスなどの飾りつけは、火気が強いゆづん離しツリーなどの電球は20ワット以上のものを使わないこと

引揚者に対する特別交付金の支給

一 福祉事務所扱い

引揚者に対し在来財産等による引揚者特別交付金が支給されることになりましたので、昭和45年3月31日まで申請書の受付を実施しております。

なお、該当されると思われる方は、福祉事務所社会課社会係までお問い合わせください。

引揚者等に対する特別交付金の支給の範囲

- ①外地に昭和20年8月15日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者
- ②外地に昭和20年8月9日(連参戦にともない)まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者
- ③外地に終戦日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者

特別交付金の額

引揚者に支給する特別交付金の額は、終戦日における年令の

日本に滞在し終戦日によってその生活の本拠を有していた外地へもとのことができなかった者

- ④南洋群島に昭和18年10月1日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者

引揚者交付金の支給を受けるべき遺族の範囲

- ◆死亡者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫とする者

引揚者等に対する特別交付金の支給の範囲

- ①外地に昭和20年8月15日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者
- ②外地に昭和20年8月9日(連参戦にともない)まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者
- ③外地に終戦日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者

特別交付金の額

引揚者に支給する特別交付金の額は、終戦日における年令の

特別交付金の額

引揚者に支給する特別交付金の額は、終戦日における年令の

特別交付金の額

引揚者に支給する特別交付金の額は、終戦日における年令の

